

公益財団法人横浜市国際交流協会役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

制 定 平成 22 年 11 月 1 日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人横浜市国際交流協会定款（以下「定款」という。）第 13 条及び第 27 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本協会を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(常勤の役員の報酬等)

第 3 条 代表理事及び常勤の役員には、報酬等を支給することができる。

2 月額報酬の額は、70 万円以内とする。

3 常勤の役員については、役員手当及び賞与を支給することができる。

(使用人を兼ねる常勤の役員の報酬)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、使用人兼常勤の役員の報酬は、月額 5 万円を超えない範囲内で支給することができる。

(使用人を兼ねる常勤の役員の給与)

第 4 条の 2 使用人を兼ねる常勤の役員の給与については、公益財団法人横浜市国際交流協会職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）に基づき支給することができる。

(非常勤の役員及び評議員の報酬)

第 5 条 非常勤役員については、理事会等会議出席の都度、5 千円（源泉所得税等控除後）を支給することができる。

2 監査を業とする者が監事として監査を行う場合、1 会計年度の監査につき 50 万円を限度として報酬を支給することができる。

3 評議員については、評議員会等会議出席の都度、5 千円（源泉所得税等控除後）を支

給することができる。

(費用)

第6条 本協会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤の役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程に準ずる。

(支給方法等)

第7条 第3条から第6条に規定する報酬の支給については、この規程に定めるもののほか、職員給与規程を準用する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

この規程は、平成27年6月29日から施行する。

この規程は、平成28年3月31日から施行する。

この規程は、平成30年6月25日から施行する。